

監理技術者等の途中交代について

建設工事の適正な施工の確保を阻害する恐れがあることから、監理技術者等の工期途中での交代は、当該工事における入札・契約手続きの公平性の確保を踏まえた上で、慎重かつ必要最小限とする必要があります。つきましては、監理技術者等の途中交代につきましては、工事担当課との協議事項となりますので、手続きについて、下記のとおりといたします。

記

1. 協議方法

「工事打合せ簿」をもって、工事担当課と途中交代の協議を行い、合意が得られた場合は、契約監理課に2. の資料を提出すること

※工場製作から現場施工に移行した場合の途中交代についても同様の手続きとする。

2. 契約監理課への提出資料

- ① 現場代理人及び主任技術者又は監理技術者(補佐)設置通知書
- ② 主任技術者・監理技術者(補佐)経歴書
- ③ 「監理技術者資格者証」写し(両面)
- ④ 現場代理人・技術者との雇用関係を示す書類
- ⑤ 「工事打合せ簿」写し